【資料６】

適化法の規定にかかる主な規制対象施設一覧

◆下表で示す施設は、国土交通省所管補助事業による補助金の交付を受け設置した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年８月 27 日　法律第 179 号）で定める、処分制限対象施設となります。当施設を撤去・改修する場合は、府と協議が必要です。また、本資料では主たる施設について記載していますが、下表の施設以外にも処分制限対象施設があります。

（大泉緑地）

整備・改修年度	対象エリア	施設・設備	制限年度
令和４・５年度	冒険ランド（中村遊戯場）	便所改築（RC 造）	令和 55 年まで
令和６・７年度	南花田地区	園路、広場、芝生、植栽　等	令和 27 年まで
令和７・８年度	サイクルどろんこ広場	舗装（土）	令和 38 年まで
令和７・８年度	スケート広場	舗装	令和 18 年まで

（蜻蛉池公園）

整備・改修年度	対象エリア	施設・設備	制限年度
令和８年度	－	管理事務所（RC 造）	令和 58 年まで
平成６年度	水と緑の音楽広場	売店（RC 造）	令和 26 年まで
令和３年度	大芝生広場	大芝生広場休憩所（鋼製）４基	令和 30 年まで
平成 15 年度	大芝生広場	便所（RC 造）	令和 35 年まで
平成 16 年度	ふれあいの森	便所（RC 造一部木造）	令和 36 年まで
平成 19 年度	ふれあいの森	四阿（木製）３基	令和 11 年まで
令和２年度	水辺の広場	パーゴラ（南側）	令和 29 年まで
令和３年度	水辺の広場	パーゴラ（北側）	令和 30 年まで

【資料６】

（りんくう公園）

整備・改修年度	対象エリア	施設・設備	制限年度
平成８年度	シーサイド緑地	四阿（コンクリート製） ３基	令和 25 年まで
平成８年度	シンボル緑地	便所（RC 造） ３箇所	令和 28 年まで